

ID: 5198

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置命令		
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第97条第2項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【根拠条文】 (報告、勧告等) 第97条 都道府県知事又は市町村長は、組合又は個人施行者に対し、その施行するマンション建替事業に関し、この法律(次章を除く。以下この節において同じ。)の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行するマンション建替事業の円滑な施行を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。 2 都道府県知事等は、組合又は個人施行者に対し、マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日